

春日部労基だより

労務管理，安全衛生，労働保険等に関する情報を提供いたします。
掲載内容についてご不明な点がある場合には，当監督署までお問い合わせください。

◆最低賃金が改正されました。

埼玉県の最低賃金については、
埼玉県地域最低賃金が、令和3年10月1日から時間額956円へ
特定（産業別）最低賃金が、令和3年12月1日から
非鉄金属974円、電子部品等981円、輸送用機械器具990円
光学機械器具等990円、自動車小売988円へ
改正されました。

☞2ページ目

最低賃金を下回っていないか、今一度確認をお願いします。

◆業務改善助成金の活用をご検討ください。

厚生労働省では、最低賃金の引き上げに向けた中小企業・小規模事業者への生産性向上のための支援の一環として、業務改善助成金の支給を行っています。業務改善助成金のHPを検索していただき、活用をご検討ください。

【助成金活用事例】

飲食店：テイクアウトやデリバリーの強化⇒デリバリー用バイクの購入	オンライン受注システムの導入
介護事業：来所者一人ひとりへの検温	⇒非接触型自動検温器の導入
製造業：商談や打ち合わせ	⇒WEB会議システムの導入

◆年末年始無災害運動を実施しましょう。

平成28年から令和2年の労働災害の推移は、死亡者数は減少傾向にあるものの、死傷者数は増加傾向にあります。また令和3年においては10月末の前年同期比で死亡者数3名増(+21%)、死傷者数1017名増(+22%)となっています。

年末はあわただしく、また休日前の大掃除等非定常作業が見込まれます。
年末年始のこの時期、無災害運動を実施し安全対策に取り組みましょう。

☞3～4ページ目

埼玉県の最低賃金



古代蓮の里 (行田市)

令和3年10月1日から
時間額

956 円

特定(産業別)最低賃金 令和3年12月1日から

埼玉県 非鉄金属製造 業最低賃金	埼玉県 電子部品・デバイス・ 電子回路、電気機械 器具、情報通信機械 器具製造業最低賃金	埼玉県 輸送用機械器 具製造業最低 賃金	埼玉県 光学機械器具・ レンズ、時計・ 同部分品製造業 最低賃金	埼玉県 自動車小売業 最低賃金
時間額 974円	時間額 981円	時間額 990円	時間額 990円	時間額 988円

適用除外
の労働者

- ①18歳未満又は65歳以上の者
 - ②雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの
 - ③手作業による包装、袋詰め、箱詰め又は運搬の業務に主として従事する者(自動車小売業を除く)
 - ④清掃又は片付けの業務に主として従事する者
- ①から④に該当する労働者は、上記の[埼玉県最低賃金 時間額956円]が適用されます。

《問い合わせ先 埼玉労働局労働基準部賃金室〈048-600-6205〉又は最寄りの労働基準監督署》

【令和3年度業務改善助成金のご案内】

業務改善助成金は、中小企業・小規模事業者の生産性向上を支援することで、事業場内最低賃金(事業場内で最も低い賃金)の引き上げを図るための制度です。
◆ 申請締切: 令和4年1月31日

《問い合わせ先 埼玉働き方改革推進支援センター(0120-729-055)又は埼玉労働局雇用環境・均等室 (048-600-6210)》

埼玉労働局・労働基準監督署

年末年始無災害運動を実施

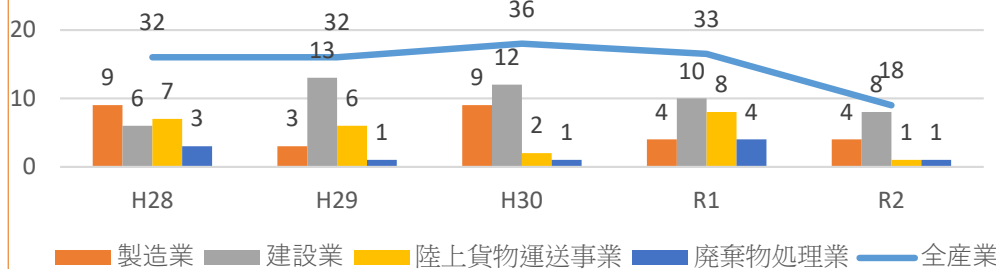
-実施期間 令和3年12月1日～令和4年1月15日-

運動の目的

各労働災害防止団体等が推進する、年末・年始時期を捉えた労働災害防止強調期間、無災害運動等との連携により、管内事業場における安全衛生意識の高揚を図るとともに、期間中に埼玉労働局及び管下各労働基準監督署並びに各関係団体・各事業場が展開している各種取組を一層推進し、もって労働災害の防止を図る。

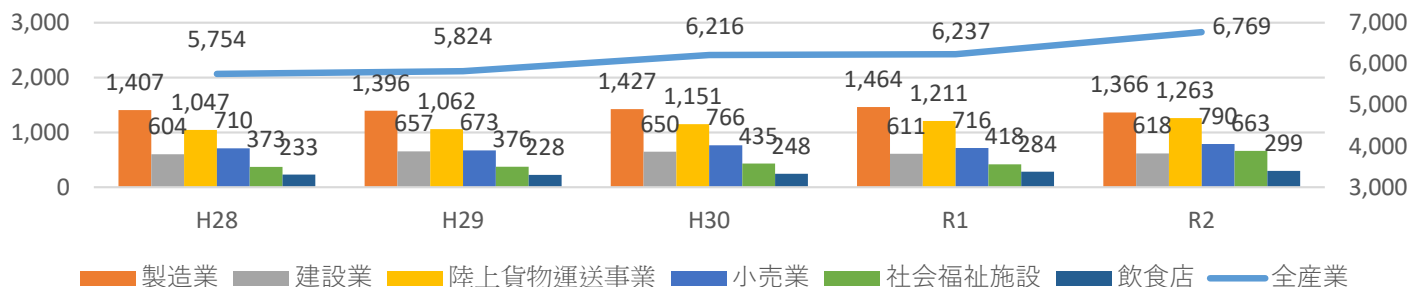
労働災害発生状況

労働災害による死亡者数の推移

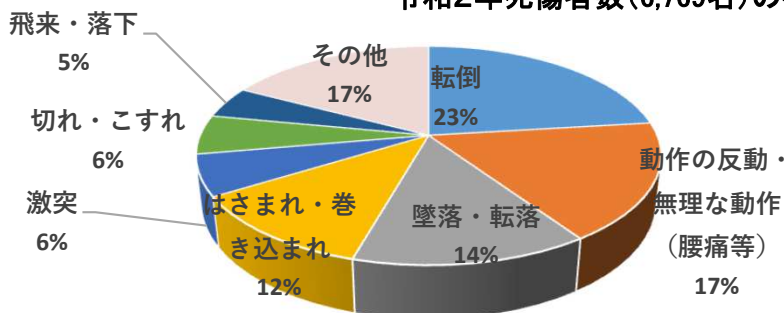


平成28年から令和2年の労働災害の推移を見ると、死亡者数は減少傾向にあるものの、死傷者数は増加傾向が続いています。令和3年においても同様の傾向が続いており、10月末の前年同期比で死亡者数は3名増(+21%)、死傷者数は1,017名増(+22%)となっています。

労働災害における死傷者数の推移



令和2年死傷者数(6,769名)の事故の型別分類



休業4日以上死傷災害について、事故の型別で見ると、「転倒」と「動作の反動・無理な動作(腰痛等)」で全体の40%を占めています。建設業、陸上貨物運送事業においては、「墜落・転落」が最も多く発生しています。

労働災害ゼロの職場をめざしリスクアセスメントの実施を徹底しましょう！

事業場では、**墜落転落災害、はさまれ・巻き込まれ災害、交通事故、転倒災害**の防止を4つの重点として、**労働災害防止対策**に取り組みましょう！



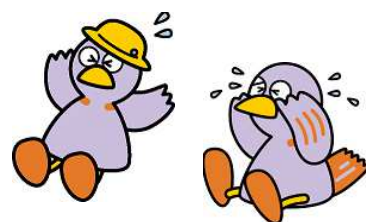
4つの重点

墜落・転落災害

はさまれ・巻き込まれ災害

交通事故

転倒災害



埼玉県のマスコット「コバトン」

詳しくは裏面をご覧ください

転倒災害防止対策



- 1 4S(整理・整頓・清潔・清掃)活動を徹底しましょう。
- 2 床面・通路は、くぼみや段差がなく滑りにくい構造とし、水たまりや雪・氷は除去しましょう。
- 3 通路・階段・出入口に物を放置せず、また、階段には滑り止めや手すりを設けましょう。
- 4 履物は、滑りにくく安定したものを着用し走らないことを徹底しましょう。
- 5 冬場の降雪・凍結による転倒・交通事故を防止をしましょう。⇒スタッドレスタイヤの装着を。

墜落・転落災害防止対策

- 1 高さ2メートル以上の場所での作業には、足場等により作業床を設け、墜落防止用の囲い、手すり等を設けましょう。
- 2 作業床を設けることが困難な場合には、親綱を設置し墜落制止用器具(安全带)を使用しましょう。
- 3 屋根・建物の解体や修理、ソーラーパネル設置など、短期間で終了する高所作業の場合には、親綱と子綱(安全ブロック)を使用しましょう。
- 4 はしごを使用する時は、上部と脚部に転移防止措置を講じましょう。また、昇降時には親綱又は安全ブロックを使用し墜落制止用器具(安全带)の使用に努めましょう。*脚立についても3点支持で使用しましょう。



はさまれ・巻き込まれ災害防止対策



- 1 機械に身体が入らないよう囲い、覆い等を設け、安全装置については有効に機能するよう保持しましょう。
- 2 点検、修理、掃除、調整等を行う場合には、機械を停止し、施錠・表示板等により不用意に他の者が作動させることを防止する措置を講じましょう。
- 3 使用する機械に応じて危険予知訓練及び安全衛生教育を実施・徹底しましょう。

交通労働災害防止対策

- 1 安全管理者、運行管理者、安全運転管理者等の管理者を選任するとともに、その役割、責任や権限を定めて、労働者に周知しましょう。
- 2 適正な労働時間等の管理と走行管理を行うとともに自動車運転者の改善基準を守って、十分な睡眠時間を確保しましょう。
- 3 乗務開始前に点呼を実施し、疾病・疲労・飲酒状況等の健康状態を確認しましょう。
- 4 事前に荷役作業の有無、運搬物の重量、適切な荷役用具等を確認し、運転者の疲労に配慮した十分な休憩時間を確保しましょう。



「無災害記録認証制度」「建設事業無災害表彰制度」について

「無災害記録認証制度」は、一定期間、労働災害を発生させることがなかった事業場に対する記録証であり、また、「建設事業無災害表彰制度」は、全工期を通じ、労働災害を発生させることがなかった建設事業場に対する記録証であり、共に、事業場からの申請に基づき、都道府県労働局長の推薦により、厚生労働省労働基準局長名で授与されます。詳しくは埼玉労働局ホームページをご覧ください。



「埼玉 無災害記録」又は「埼玉 建設無災害表彰」

検索